

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第17号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第9条の規定による占用料若しくは使用料又はこれらに係る<u>県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）</u> <u>第4条の規定による延滞金を正当な理由なく納付していない者からの許可の申請である場合</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>(使用の許可申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第8条第3項第4号に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第9条の規定による占用料又は使用料を正当な理由なく納付していない者からの許可の申請である場合</p> <p>(6) 略</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。